

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県退職手当基金条例
- 福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 知事等の給与の特例に関する条例
- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 福島県土地取得基金条例の一部を改正する条例
- 福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例
- 福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県立自然公園条例の一部を改正する条例
- 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県ふぐの取扱い等に関する条例
- 福島県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県幼児保育型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三 三 二 二 九 九 九 五 五 四 四 三 三 三 三 三 二 二 二

- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県立美術館条例の一部を改正する条例
- 福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例
- 福島県立博物館条例の一部を改正する条例
- 福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

三 三

条 例

福島県退職手当基金条例、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県土地取得基金条例の一部を改正する条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例、福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県立自然公園条例の一部を改正する条例、福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県ふぐの取扱い等に関する条例、福島県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例、福島県幼児保育型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県立美術館条例の一部を改正する条例、福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例、福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例等の一部を改正する条例、福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第三号

福島県退職手当基金条例

(設置)

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の規定による退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、県財政の健全な運営を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(財政課)

福島県条例第四号

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十八年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五 歳入の徴収又は収納の事務に関する役務の提供を受ける契約

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例)

第一条 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第一号。以下「特別職給与条例」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一 知事 百分の十五

二 副知事 百分の十

三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の五

(知事の秘書の給料月額の特例)

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知

事が定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)
- 2 知事等の給与の特例に関する条例(令和三年福島県条例第七号)は、廃止する。
(人 事 課)

福島県条例第六号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成十九年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二号中「第二十八条の二」を「第二十八条の六」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の七」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県条例第七号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
 別表第二土地の項中「230円」を「260円」に、「470円」を「530円」に、「1,170円」を「1,080円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。
(財産管理課)

福島県条例第八号

福島県土地取得基金条例の一部を改正する条例

福島県土地取得基金条例(昭和四十四年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「六十二億七千六十三万九千円」を「四十三億三千六十三万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

福島県条例第九号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
 別表に次のように加える。

- 十七 福島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福島県条例第十三号)による同条例第十九条第四項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第十号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十六年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。
 別表第一知事の部に次のように加える。

- 五 生活に困窮する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)に対する保護のための措置に関する事務(昭和二十九年五月八日社発第三八二号)であつて規則で定めるもの

別表第二知事の部に次のように加える。

- 四 生活に困窮する外国人に対する保護のための措置に関する事務であつて規則で定めるもの

- ア 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
- イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

オ 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金、進学準備給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

カ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

ク 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

ケ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

コ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成十六年法律百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

（デジタル変革課）

福島県条例第十一号
東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例
 東日本大震災・原子力災害伝承館条例（令和元年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
 第五条第三項中「福島県個人情報保護条例（平成十六年福島県条例第七十一号）第二条第一号」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改める。

附 則
 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
 （生涯学習課）

福島県条例第十二号
福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例
 福島県一般旅券発給申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五号まで」を「第四号まで及び同条第二項」に改める。
 第二条第一号中「二千円」の下に「(法第二十条第二項の適用を受ける場合には、四千円)」を加え、同条第三号を削る。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
 (手数料の減免)

第五条 大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると知事が認める場合には、第二条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条(第一号かつこ書に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号。次項において「改正法」という。)による改正後の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

3 改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の旅券法第二十条第一項第五号に掲げる処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(国際課旅券室)

福島県条例第十三号

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十八年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同条第五号中「及び第十二条第三項」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第三条第五項の規定による確認

附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(国際課旅券室)

福島県条例第十四号

福島県立自然公園条例の一部を改正する条例

福島県立自然公園条例(昭和三十二年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第六章 生態系維持回復事業(第三十六条―第三十九条)」を「第六章 生態系維持回復事業(第三十六条―第三十九条)の六」

三十九条の二―第三十九条」に改める。

第三条中「立場において」の下に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第七条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第八条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第八条の二 第十五条の二第一項に規定する協議会は第十五条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第三十九条の二第一項に規定する協議会は第三十九条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更を提案することができる。この場合において、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第九条の二 第十五条の二第一項に規定する協議会は、知事に対し、第十五条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「」の下に「国及び地方公

共団体である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が国及び地方公共団体以外の法人である場合にあっては」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

公園事業者（第十条第三項の認可を受けた者に限る。）が国及び地方公共団体以外の者による公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十五条の次に次の五条を加える。

（利用拠点整備改善協議会）

第十五条の二 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第三十四条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に必要となる協議を行うための協議会（以下「利用拠点整備改善協議会」という。）を組織することができる。

2 利用拠点整備改善協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点整備改善協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、利用拠点整備改善協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、利用拠点整備改善協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて利用拠点整備改善協議会の構成員でないものは、同項の規定により利用拠点整備改善協議会を組織する市町村に対して、自己を当該利用拠点整備改善協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 利用拠点整備改善協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 利用拠点整備改善協議会において協議が調つた事項については、当該利用拠点整備改善協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、利用拠点整備改善協議会の運営に関し必要な事項は、

当該利用拠点整備改善協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第十五条の三 利用拠点整備改善協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 利用拠点整備改善計画の区域（次号及び第四項第二号において「計画区域」という。）

二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第十条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

第十五条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更しようとするときは、利用拠点整備改善協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作

成し、当該利用拠点整備改善協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第十五条の五 知事は、第十五条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第十五条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十五条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第十六条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、第十五条の三第四項の認定（第十五条の四第一項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十一条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業（第三十九条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第三十九条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第二十二條第三項第三号中「ため」の下に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、

第四号の次に次の一号を加える。

五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合
第三十条中「第二十二條第三項第七号」を「第二十二條第三項第八号」に改め、「風致」の下に「又は景観」を加える。

第三十一条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第三十三條第一項及び第二項中「第二十二條第三項第七号」を「第二十二條第三項第八号」に改める。

第三十五條第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第三十五條第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（自然体験活動促進協議会）

第三十九條の二 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会（以下本章において「自然体験活動促進協議会」という。）を組織することができる。

2 自然体験活動促進協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第十五條の二第三項から第九項までの規定は、自然体験活動促進協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「利用拠点整備改善協議会」とあるのは「自然体験活動促進協議会」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第三十九條の二第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第三十九条の三 自然体験活動促進協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成したときは、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域(次号及び次項第二号において「計画区域」という。)

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

三 自然体験活動促進計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

五 計画期間

六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 公園計画に照らして適切なものであること。

二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

三 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第三十九条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、自然体験活動促進協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該自然体験活動促進協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第三十九条の六において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。(認定の取消し)

第三十九条の五 知事は、第三十九条の第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第三十九条の第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の六 知事は、第三十九条の第三項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十七条第一号」に改める。

第四十六条第一項中「一次各号」を「一次第一項各号」に改める。

第四十七条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。

二 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四十八条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第五十三条の二 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、国内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第三十二条第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十一条第三項の規定に違反した者

第五十六条第三号中「第二十一条第三項又は」を削る。

第五十九条第一号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第三十九条の六」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条中第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五十五条、第五十六条及び第五十九条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第十五号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第十六号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第十七号

福島県ふぐの取扱い等に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
 - 第二章 ふぐ処理者(第五条―第十条)
 - 第三章 ふぐ処理者試験(第十一条―第十五条)
 - 第四章 雑則(第十六条)
 - 第五章 罰則(第十七条・第十八条)
- 附則
- 第一章 総則**
- (目的)

第一条 この条例は、ふぐの処理及び販売について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれのあるもの(以下「有毒部位」という。)を除去することをいう。
- 二 ふぐ処理者 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表第十七第一号へに規定するふぐの種類に鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として知事の認定を受けたものをいう。
- 三 ふぐ処理施設 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であつて、福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号。以下「施行条例」という。)別表第一の三の表ふぐを取り扱う施設の項の要件を満たすことについて、当該許可をした者による確認を受けたものをいう。
- 四 ふぐ処理業者 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第五十五条第一項の許可を受けたものをいう。
- (販売の禁止)
- 第三条** ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はふぐ処理者の立会いの下に他の者が処理したもの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、ふぐ処理業者その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。
- (処理の制限)
- 第四条** ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。
- 第二章 ふぐ処理者**
- (認定要件)
- 第五条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。
 - 一 知事が行うふぐ処理者試験(以下「ふぐ処理者試験」という。)に合格した者
 - 二 ふぐ処理の知識及び技術が適正と認められる者であつて規則で定めるもの(認定をしない者)
- 第六条** 知事は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者をふぐ処理者に認定しない。
 - 一 第十条第一項各号の規定による認定の取消処分を受けた後一年を経過しない者
 - 二 他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区においてふぐ処理の知識及び技術

が適正であるとして免許又は認定等を受けた者のうち、当該免許又は認定等の取消処分（当該免許又は認定等を受けている者からの申請等に基づきなされるものを除く。）を受けた後一年を経過しないもの

（認定名簿の備え付け）

第七条 県にふぐ処理者を登録するための認定名簿（以下「認定名簿」という。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名及び生年月日
- 三 第五条各号に掲げる認定要件の該当の別
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（ふぐ処理者の遵守事項）

第八条 ふぐ処理者（第四条ただし書の場合を含む。次条第一号において同じ。）は、業としてふぐの処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ふぐ処理施設以外の場所であつてふぐの処理に従事しないこと。
- 二 食用以外のふぐは、処理しないこと。
- 三 有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- 四 有毒部位の除去に使用する包丁、まな板等の器具は、専用のものを使用し、清水で十分洗浄すること。
- 五 凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結したものを扱い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。
- 六 除去した有毒部位を保管する場合は、施行条例別表第一の三の表ふぐを取り扱う施設の項(1)に規定する容器等を用いること。
- 七 除去した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。
- 八 前七号に掲げるもののほか、的確なふぐの処理を行うために必要な事項として規則で定める事項

（ふぐ処理業者の遵守事項）

第九条 ふぐ処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ふぐ処理者が前条各号に掲げる事項を遵守していることを監督すること。
- 二 ふぐ処理施設である旨が記載された書類で規則で定めるものを、ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示すること。

（認定の取消し等）

第十条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により認定を受けた者であることが判明したとき。
- 二 その責に帰すべき事由によりふぐの処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。
- 2 知事は、前項の規定により取消しを行った場合にあっては、認定名簿から当該ふぐ処理者を削除する。

第三章 ふぐ処理者試験

（ふぐ処理者試験の実施）

第十一条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。

2 知事は、前項の試験の合格者に、合格証書を交付する。

（不正行為に対する処分）

第十二条 知事は、受験者がふぐ処理者試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すものとする。

（試験委員会の設置）

第十三条 知事は、ふぐ処理者試験の実施に当たり、ふぐ処理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定等に関する事務を実施するため、ふぐ処理者試験委員会（以下「試験委員会」という。）を設置する。

2 試験委員会の委員の数は、十二名以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年を超えない範囲で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（試験委員会の会議）

第十四条 試験委員会の会議の運営に関し必要な事項は、試験委員会が定める。

（試験手数料）

第十五条 ふぐ処理者試験を受けようとする者から、ふぐ処理者試験手数料として一件につき三万三千元を徴収する。

2 前項に規定する手数料は、知事が別に定める方法で納付しなければならない。

3 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、県の責めによりふぐ処理者試験を実施できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第四章 雑則

（規則への委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

（罰則）

第十七条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、令和五年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にふぐの処理を行う者として知事に認められた者であつて規則で定めるものは、当分の間、第五条の規定による認定を受けたふぐ処理者とみなす。
 (食品生活衛生課)

福島県条例第十八号

福島県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

福島県子ども・子育て会議条例(平成二十五年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第二条第一号中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(こども・青少年政策課)

福島県条例第十九号

福島県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の十一の二第一項の規定に基づく保育士試験の全部免除の申請者	保育士試験全部免除申請手数料	一千四百円
---	----------------	-------

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第二十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよ

うに改正する。

第七条中「除く。」の下に「第十三条及び」を加える。

第七条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第七条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第七条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第十條ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第十三条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第十三条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条及び次条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

障害児入所施設等は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第十四条第二項中「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第八十二条に次の一項を加える。

10 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）

第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十八条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第八十八条に次の一項を加える。

2 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第五条中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第七条の三（保育所に係るものを除く。）の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 改正後の条例第七条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を用いること及びこれを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、プザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（子育て支援課）

福島県条例第二十一号

福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の要件を定める条例（平成十八年福島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第七項」を「附則第八項」に改める。

附則第七項の表に次のように加える。

附則第七項	別表の三のAにより置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	--------------------------------	------

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 別表の三のAにより置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の二のAの表を次のように改める。

満一歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもを三で除して得た数
満一歳以上満三歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもを六で除して得た数
満三歳以上満四歳未満の子ども	上欄に掲げる子どもの数を

満四歳以上の子ども	二十で除して得た数 上欄に掲げる子どもの数を 三十で除して得た数
-----------	--

別表の六のウを同表の六のエとし、同表の六のイの次に同表の六のウとして次のように加える。

ウ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

別表の九のケを同表の九のサとし、同表の九のクを同表の九のコとし、同表の九のキを同表の九のケとし、同表の九のカの次に同表の九のキ及び同表の九のクとして次のように加える。

キ 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

ク 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないもの）の他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いてキに定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 認定こども園において、改正後の別表の九のクに規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えてキに定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。（子育て支援課）

福島県条例第二十二号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十

六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表備考第五号を削る。

第十四条第一項の表第十三条の項を次のように改める。

第十三条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
------	--------------	-------------------------------------

第十四条第一項の表第二十一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第五十項の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）」に改め、同表第二項中「同条中」を「同表第一項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「の下に」を「同表第二項中」を、「便所」の下に「と」、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」を加える。

附則第八条中「前二条」を「前三条」に、「又は」を「、」に、「をもつて」を「又は看護師等をもつて」に、「並びに」を「、」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第六条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第二十三号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

9 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二

項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第四十一条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第四十七条 削除

第五十五条の六に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十七条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第七十二条の十四及び第八十条中「第三十九条の二」の下に、「第四十一条の二」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第四十一条の二（第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 改正後の条例第四十一条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、プザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

（児童家庭課）

福島県条例第二十四号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第三十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第三十八条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第三十八条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十八条の二（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（児童家庭課）

福島県条例第二十五号

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

一	法第三十二條第一項第一	第一種電柱	一本につき一	甲地 (第三級地)	乙地 (第四級地)	丙地 (第五級地)
二	第二種電柱			八七〇	七三〇	六七〇

九	家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十七条第二号に規定する豚熱予防液の交付を受けようとする者（法第三条の二第一項の規定による豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくものに限る。）	豚熱予防液交付手数料 数料 豚又はいのしし二頭につき六十円
---	---	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（畜産課）

福島県条例第二十六号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例（昭和四十年福島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表湛水防除施設の部大越藤間第二排水機場の項を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（農地管理課）

福島県条例第二十七号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件	単 位	占 用 料			
		甲 地 (第三級地)	乙 地 (第四級地)	丙 地 (第五級地)	
一 法第三十二條第一項第一	第一種電柱	一本につき一	五七〇	四八〇	四三〇
二 第二種電柱			八七〇	七三〇	六七〇

号に掲げ
る工
作物

第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔
一、二〇〇	五一〇	八一〇	一、一〇〇	五一	長さメートルに つき一年	長さメートルに つき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルに	表示面積一平方メートルに
一、二〇〇	五一〇	八一〇	一、一〇〇	五一	五	三	四九〇	三〇〇	一、〇〇〇	四二〇	一、八〇〇
九九〇	四三〇	六八〇	九四〇	四三	四	三	四二〇	二六〇	八五〇	三六〇	八七〇
九〇〇	三九〇	六二〇	八五〇	三九	四	二	三八〇	二三〇	七八〇	三三〇	五九〇

二 法第三 十二條第 一項第二 号に掲げ る物件								その他のもの	占用面積一平方メートルに つき一年	長さメートルに つき一年
外径が〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル	占用面積一平方メートルに つき一年	長さメートルに つき一年	
一、〇〇〇	二二	三〇	四五	六一	九一	一一〇	二二〇	一、〇〇〇	二二	
八五〇	一八	二六	三八	五一	七七	一〇〇	一八〇	八五〇	一八	
七八〇	一六	二三	三五	四七	七〇	九三	一六〇	七八〇	一六	

四 法第三十二條第一項第四号に掲げる施設	三 法第三十二條第一項第三号に掲げる施設						外徑が一メートル以上のもの	トル以上一メートル未満のもの
	その他のもの	施設補助運行動自				地下に設けるもの		
		上空に設けるもの	地下に設けるもの	その他のもの	その他のもの			
占面積一平方メートル	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年		
	一、〇〇〇	三〇〇	五一〇	八一〇	一〇	三	六一〇	
	八五〇	二二六〇	四三〇	六八〇	九	三	五一〇	
	七八〇	一三三〇	三九〇	六二〇	八	二	四七〇	

七 政令第七條第一	六 法第三十二條第一項第六号に掲げる施設			五 法第三十二條第一項第五号に掲げる施設			トルにつき一年
	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	地下街及び地下室	
表示面積一平方メートル	占面積一平方メートルにつき一月	占面積一平方メートルにつき一日	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	占面積一平方メートルにつき一年	
	一八〇	一八	一、〇〇〇	五四〇	九〇〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	一、〇〇〇
	八七	九	八五〇	二六〇	四三〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	八五〇
	五九	六	七八〇	一八〇	二九〇	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	七八〇

号に掲げ
る物件

あるもの 用施設で げ工事 四号に掲 第七條第 幕(政令	旗ざお			標識	看板(アー チである ものを除 く。)		
	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その他 のもの	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの		その他 のもの	に設け るもの	
その面	日 つき一	月 つき一 本に	日 つき一 本に	年 つき一 本に	年 つき一 本に	表示面 積一平 方メートル につき一	方メー トルに つき一
	一八	一八〇	一八	八一〇	一、 八〇〇		一八〇
	九	八七	九	六八〇	八七〇		八七
	六	五九	六	六二〇	五九〇		五九

十一 政令第七條第六号に掲げ る仮設建築物及び同条第七号 に掲げる施設	十 政令第七條第四号に掲げる 工事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料	九 政令第七條第三号に掲げる 施設	八 政令第七條第二号に掲げる 工作物	を除く。)	
				アーチ	その他 のもの
占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一	車道を 横断す るもの につき一	その他 のもの につき一
一〇〇	一八〇	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	一、 〇〇〇	九〇〇	一、 八〇〇
八五	八七		八五〇	四三〇	八七〇
七八	五九		七八〇	二九〇	五九〇

十二 政令 第七条第 八号に掲 げる施設	十三 政令 第七条第 九号に掲 げる施設			十四 政令 第七条第 十号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場			月 つき一
	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に 設けるもの	上空に設けるもの	地下(ト ンネルの 上の地下 を除く。) に設ける もの	建築物	その他のもの	建築物 以外のもの	
占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	
Aに〇・〇 一二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	
Aに〇・〇 一四を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	
Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一七を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一一を乗じ て得た額	

十五 政令 第七条第 十一号に 掲げる応 急仮設建 築物	十六 政令 第七条第 十二号に掲 げる器具			十七 政令 第七条第 十三号に 掲げる施 設			十八 政令 第七条第 十四号に掲 げる施設
	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	
占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	
Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一五を乗じ て得た額	
Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	Aに〇・〇 一九を乗じ て得た額	
Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二五を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	Aに〇・〇 二二を乗じ て得た額	

別表備考2(1)中「郡山市及び大熊町」を「及び郡山市」に改め、同表備考2(2)中「国見町」の下に「大玉村」を、「広野町」の下に「榎葉町、富岡町」を加え、同表備考2(3)中「大玉村」を削り、「榎葉町、富岡町、川内村」を、「川内村、大熊町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 既存の占用物件における令和五年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に一・二を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

（道路計画課）

福島県条例第二十八号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「五二〇円」を「五七〇円」に改め、同表変圧塔の項及び送電塔の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「一一〇円」を「一二〇円」に、「二七〇円」を「三〇〇円」に、「五五〇円」を「六一〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三八〇円」を「四二〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表標識の項中「七三〇円」を「八一〇円」に改め、同表工事事用板囲い、足場、詰所その他の工事事用施設の項及び土石、竹木、瓦その他の工事事用材料の置場の項中「一九〇円」を「二八〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

（まちづくり推進課）

福島県条例第二十九号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の九の表中第五十八号を第六十号とし、第五十一号から第五十七号までを二号ずつ繰り下げ、同表第五十号中「（敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同表第五十二号とし、同表第四十九号を同表第五十一号とし、同表第四十八号中「を除く。以下この号及び次号」を「以外の新築又は敷地内認定建築物の増築等をするもの。以下この号から第五十二号まで」に改め、同号を同表第五十号とし、同表中第四十七号を第四十九号とし、第四十六号を第四十八号とし、同表

第四十五号中「（既存建築物を除く。以下この号及び第四十二号において同じ。）」を削り、同号を同表第四十七号とし、同表第四十四号中「建築物の数が一」を「建築物（建築等するもの。以下この号から第四十九号までにおいて同じ。）の数が一」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表中第四十三号を第四十五号とし、第二十五号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十六 法第五十八条第二項の規定に基づく許可の申請者	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	十七万円
----------------------------	--------------------------	------

第四十七条の九の表中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十九号中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同表第二十号とし、同表中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同表第十五号中「壁面線等を超えない」を削り、同号を同表第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 法第五十二条第六項第三号の規定に基づく認定の申請者	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	一万七千円
------------------------------	--------------------	-------

第四十七条の十三第一項第六号中「第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。」の下に「法第五十二条第六項第三号」を加え、同項第十二号中「第五十五条第三項」の下に「及び第四項」を、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「法第五十八条第二項」を加え、同条第二項第四号中「第六十八条の七第四項において適用する場合を含む。」の下に「法第五十二条第六項第三号」を加え、同項第五号中「第五十五条第三項」の下に「及び第四項」を、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「法第五十八条第二項」を加える。

附則中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第二項第三号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第三十号

福島県立美術館条例の一部を改正する条例

福島県立美術館条例（昭和五十九年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

（設置）
第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第二項の規定に基づき、県民の美術に対する知識及び教養の向上を図るため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、福島県立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

附 則
 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第三十一号

福島県立美術館運営協議会条例の一部を改正する条例

福島県立美術館運営協議会条例（昭和五十九年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第三十二号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、福島県立博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第四条関係）

区 分	個人	普通観覧料の額 （一人当たり）	特別観覧料の額	年間観覧料の額 （同一人が有効期間内に利用する場合）	共通観覧料の額
	団体				
一 （大学生を含む。） 般	二八〇円		その都度知事が定める額	三、三〇〇円の範囲内で知事が定める額	二二〇円

高校生及びこれに準ずる者	その都度知事が定める額	一、九八〇円の範囲内で知事が定める額
中学生、小学生及びこれらに準ずる者	その都度知事が定める額	一、三二〇円の範囲内で知事が定める額

別表備考1中「をいう」を「をいい」、「共通観覧料」とあるのは常設展の展示品及び規則で定めるものを併せて観覧する場合の観覧料をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第三十三号

福島県立博物館運営協議会条例の一部を改正する条例

福島県立博物館運営協議会条例（昭和六十一年福島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第三十四号

福島県立高等学校の統合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興の途上にあつて、福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、少子化や高等学校（福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）により設置されたものをいう。以下同じ。）の小規模化へ対応するために統合等を行う中、これに伴い生じる空き校舎等について、当該空き校舎等が所在する市町村に譲与しその利活用を図ることで、当該市町村の主体的なまちづくりを寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 統合等 教育委員会が策定した福島県立高等学校改革前期実施計画又は福島県立

高等学校改革後期実施計画に基づき高等学校を統合又は分校（福島県立高等学校
則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）により設置されたものをいう。）
を廃止することをいう。

二 空き校舎等 統合等により使用しなくなった建物、工作物及び立木竹並びにこれ
らの敷地であつて、教育委員会が管理しているものをいう。
（空き校舎等の譲与）

第三条 教育委員会は、空き校舎等が所在する市町村から当該空き校舎等を利活用する
ため譲与希望の申し出があつた場合、当該市町村との協議により、当該利活用が当該
市町村を主体とするまちづくりに資すると認めるときは、当該空き校舎等を譲与する
ことができる。

2 前項に定めるもののほか、譲与の手續及び用途の指定については、福島県公有財産
規則（平成三年福島県規則第二十三号）の定めるところによる。

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員
会が定める。

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（高校教育課県立高校改革室）

福島県条例第三十五号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように
改正する。

第二条第一項の表中「四九六人」を「四九五五人」に、「三、八二六人」を「三、八二
五人」に改める。

附則第四項の表中「四九六人」を「四九五五人」に、「三、九二九人」を「三、九二八
人」に改める。

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第三十六号

**福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に
關する条例等の一部を改正する条例**

（福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に關する条
例の一部改正）

第一条 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に關す
る条例（平成八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

（福島県暴力団排除条例の一部改正）
第二条 福島県暴力団排除条例（平成二十三年福島県条例第五十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二十一条第一項第五号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第三十七号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次
のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条之二 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可の申請者か
ら、特定自動運行許可申請手数料を徴収する。

2 前項の特定自動運行許可申請手数料の額は、七万九千二百円とする。

第十七条之三 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可
の申請者から、特定自動運行計画変更許可申請手数料を徴収する。

2 前項の特定自動運行計画変更許可申請手数料の額は、七万八千五百円とする。

附 則
この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（交通企画課）

福島県条例第三十八号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次
のように改正する。

第八条第一項中「自動車等」を「自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」
という。）」に改める。

第十四条第一項の表中「第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則
この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第三条の
施行の日から施行する。

（交通企画課）